

# 高柳西エースクラブ会則

昭和59年 6月施行

平成18年 3月改正

「みんな仲良く 明るく元気な子」

第一条 本会は高柳西エースクラブと称する。

第二条 本会はしいの木台地区並びに近隣地区に居住する小学校児童を対象とする。

第三条 校外生活の余暇に、子供達が大人の助けを受けながら種々の楽しい行動をし、同じ地域に住む仲間との活動を通じて共通意識を育て社会の訓練の場とする。

**第四条 野球、その他のスポーツ、レクリエーション、季節に応じた行事及び社会奉仕活動を行うことを目的とする。**

1. 本会及び地区のために役立つこと。
2. 友だち同士、助け合うこと。
3. レクリエーションの会、話し合い及び親子のたのしみ会などを行う。

第五条 本会は次の役員を設置する。

代 表 1 名

監 督 1 名

コ ー チ 若干名

主 将 1 名

副 主 将 2 名

第六条 本会の役員選挙は、高学年の生徒により推薦で決定する。

場合によっては、主将、その他の役員も監督が決定する。

第七条 役員の仕事及び任期は次のとおりとする。

1. 主将は会の代表として、会の仕事を進める。

2. 副主将は主将を助けて会の仕事を整理し、主将がいない時は、主将に代わって会の仕事を進める。

3. 役員任期は、原則として1年であるが、この限りではない。

**第八条 本会の会費は、1ヶ月1名につき千五百円とし、2ヶ月毎(第1週の日曜日)に徴収する。また、本会入会金は入会者1名につき千円を徴収する。**

1. 本会の予算は会費その他の徴収等を以てあてる。

2. 会費は原則として、2ヶ月毎に徴収するが、特別な事由が生じた場合は、臨時総会若しくは、役員協議の上で臨時徴収することができる。

3. 本会の会計年度は、1月1日から12月31日までとする。

**第九条 本会の入会者は、各自で使用する用具を持参する。**

**第十条 <最重要条項>**

本会の事業及び行事に参加した高柳西エースクラブ員、役員、指導者及び臨時に引率する保護者には、必ず損害賠償保険の加入に付すること。

1. 加入保険会社の選択、加入手続及び加入時期等については、役員がこれを行う。

2. 万一、事故が発生した場合には、3日以内に役員に連絡し、役員は速やかに保険会社に連絡する。

3. 保護者は、役員、指導者及び臨時に引率する保護者に対して、上記の損害保険以外の保障は請求は行わないこと。また、訴訟に持ち込まないこと。

4. 保護者は会則を了承した上で、同意書を提出すること。

**第十一条 役員及び指導者は、本会の事業及び行事を円滑に運営するために必要な努力と注意義務を負うこと。**

**第十二条 高柳西エースクラブの活動及び行事に参加して、負傷入院した場合は、見舞金として1名5千円を支給する。**

**第十三条 慶弔費は、高柳西エースクラブ員、指導者及び保護者のみ1名5千円を支給する。**

**第十四条 本会を運営するにあたって、総会を設ける。**

1. 総会は毎年12月に開催し、議決事項の採決を行う。

ア 予算及び決算の報告

イ 行事予定及び実施の報告

ウ 役員を選出

役員任期は、1年とするが再選は妨げない。

2. 必要に応じて会長が招集し、本会の運営について協議し、事業及び行事を行う。

3. 役員会の協議事項は出席者数の3分の2以上の同意をもって議決する。

ただし、協議事項の変更が余儀なくされる場合は、再度、役員会により討議し、社会通念上、妥当と認められる場合は先の議決事項を変更できるものとする。

4. 年度末の12月中は、引継ぎのため新旧役員は、一緒に活動する。

5. 会の役員は次のとおりとする。

会長 1名 書記 1名

副会長 1名 監督 1名

会計 1名 コーチ 若干名

第十五条 本会の会則を改正する場合は、総会に諮り決定する。

付 則 本会会則は昭和59年6月より施行とする。

昭和63年 3月第一回改正

平成 6年 3月第二回改正

平成13年 4月第三回改正

平成13年12月第四回改正

平成18年 3月第五回改正

本会創立日 昭和59年6月吉日

本会創立者 河内正雄